

2021年度 阪神高速若手研究者助成基金 研究助成 募集要領

阪神高速若手研究者助成基金(以下「基金」という。)は、以下のとおり、研究に対して助成金を支給します。助成金の支給を希望される方は、本募集要領にしたがって応募してください。

※基金は、阪神高速道路株式会社、一般財団法人阪神高速先進技術研究所及び一般財団法人阪神高速地域交流センターの拠出によるものです。

1. 目的

道路・交通に関連する分野における研究者の育成に寄与するとともに阪神高速道路を利用されるお客さまの安全・安心・快適の実現に資することを目的とします。

2. 対象とする研究

都市における高速道路に関連する社会的、経済的又は技術的な研究とします。

(参考)対象とする研究

法律、経済、経営、情報システム、社会、心理、工学、環境、景観、防災をはじめ、あらゆる分野の研究を対象とします。既存の都市高速道路を直接の対象とする研究や都市高速道路の建設、管理等と現に密接に関連がある研究などに限らず、自動運転、DXなど広い意味で関係があり得ると考えられる研究も対象とします。

(注)その内容が既に発表がなされた研究でないこと及び既に発表された研究から容易に導き出せるものでないことを条件とします。

3. 応募資格

大学又は高等専門学校における若手の研究者(※)を対象とします。

※2021年4月1日現在45歳以下であり、且つ、2020年11月24日現在、准教授、助教又はポスト・ドクター等の職にあるもの

(注1)他の機関等からの助成を受けた研究について応募することも可能としますが、応募者の責任で助成を受ける他機関の了承を得るものとし、基金からの助成金の使途が他機関からの助成金の使途と重複しないことを条件とします。

(注2)複数の研究について応募することも可能としますが、支給の対象となるのは1人(共同研究の場合は、1研究グループ)あたり1件に限られます。

4. 助成金の額

1件の研究につき、150万円以内を上限として1年間の研究に要する費用の額とします。なお、基金が支給する1年間の助成金の額の合計は、600万円が上限となっています。

5. 助成金の支給の対象とする期間

2021年4月1日から2022年3月31日までの1年間とします。

6. 応募方法

応募申請書(様式1)に必要事項を記載の上、7. の募集期間内に基金の事務局宛に郵送(1部)またはEメールにて提出してください。郵送の場合は、募集期間末日の消印有効とします。Eメールの場合は、PDFファイルに変換の上、送信してください。

7. 募集期間

2020年11月24日(火)～2021年2月12日(金)17時00分までとします。

8. 助成対象者の選定

助成金の支給の対象とする研究は、基金に設置する選定委員会にて審議の上、選定します。

9. 選定結果の通知等

2021年3月下旬に研究助成決定通知書(様式2)にて応募者に選定結果を通知するとともに、対象とする研究について阪神高速道路株式会社、一般財団法人阪神高速先進技術研究所及び一般財団法人阪神高速地域交流センターの各ホームページへ掲載します。

10. 助成金の支給の方法

助成対象者は、研究助成決定通知書(様式2)の受領後、原則1か月以内に助成金振込先通知書(様式3)を基金の事務局まで提出してください。助成金振込先通知書(様式3)の受領後速やかに、記載の口座に助成金を振り込みします。

11. 助成金の使途

①人件費・謝金、②備品・消耗品費、③印刷・製本費、④調査費、⑤旅費・交通費、⑥通信費、⑦借料・損料、⑧その他とします。詳細については、応募申請書(様式1)をご覧ください。

(注1) 具体の使途によっては研究に要する費用とみなされない場合がありますので、不明な際には基金の事務局へお問い合わせください。

(注2) 期間終了後、研究の内容に適合しない使途に充てられたと判断される場合、支給された助成金に余剰が生じたと判断される場合又は支給後の事情の変更により助成対象者が研究を行うことが困難となった場合には、助成金の全部、または一部を返還していただくことがあります。

12. 研究成果の報告

研究成果は、期間終了後1か月以内に研究概要書(様式4)及び研究報告書(様式は任意とします。)を作成し、当助成基金に各1部ずつ提出してください。

また、研究発表会(2022年6月開催予定)において、研究成果を報告していただきます。

(注1)支給の対象とする期間の途中で、研究の進捗状況を報告いただく場合があります。

(注2)研究概要書(様式4)は、阪神高速道路株式会社、一般財団法人阪神高速先進技術研究所及び一般財団法人阪神高速地域交流センターの各ホームページ並びに広報誌等に掲載する場合があります。

13. 権利等の帰属

研究成果は、特に定めのない場合を除き助成対象者に帰属するものとします。

14. 研究成果の発表等

自ら助成の対象となった研究の成果を他機関等で発表した場合には、公表方法、内容等を基金の事務局に報告してください。

また、助成の対象となった研究の成果に関して特許等の出願をした場合は、基金の事務局へその旨を報告するとともに、その写しを提出してください。その結果、特許権等を取得した場合は、その旨を基金の事務局へ報告するとともに、特許公報等の写しを提出してください。

(注)他機関等で発表する場合には基金の助成の対象であることを明記してください。

15. 事故等の届出

下記の各項目に該当する場合は、遅滞なく基金の事務局に届け出、当助成基金の指示にしたがい対応してください。

- ・研究が期間内に完了しないことが明らかになったとき
- ・研究の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事案が発生したとき
- ・所期の成果を収めることが困難になったとき

16. その他

応募に係る書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計算法によるものとします。

応募に係る書類の作成、提出に関する費用は、申請者の負担とします。なお、提出された応募申請書は及び添付資料は返却しません。

17. 申請書提出先・問い合わせ先

阪神高速若手研究者助成基金 事務局

〒541-0054 大阪府大阪市中央区南本町4丁目5番7号・東亜ビル内

一般財団法人 阪神高速先進技術研究所 総務企画部企画課

電話:06-6244-6030

(受付時間 平日 10:00~17:00 土・日・祝日等を除く)

ファックス:06-6244-9612

Eメール:hit-info@hit.or.jp